

【第2問】（配点：50）

小説家であるAは、古代中国の春秋戦国時代に生きた武将の数奇な生涯を描いた小説（以下「本件小説」という。）を執筆した。

漫画家であるBは、Aの承諾を得て、本件小説を原作とした連載漫画（以下「本件漫画」という。）を執筆した。その際、Bは、本件小説に登場する主人公の武将その他の登場人物の特徴について、本件小説に言語で描かれている特徴を踏まえながらも漫画として描くにふさわしい容姿を自ら考え出し、それぞれが身に着ける甲冑や衣装についても、数々の古代中国の資料を参考にし、さらに漫画としての特徴を出すべく、西洋風の甲冑や衣装の要素も取り入れながら、独自の視点を加味して描いた。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。ただし、著作者人格権について触れる必要はない。

〔設問〕

1. 映画製作会社Cは、本件漫画に登場する武将を主人公としたアニメーションを製作し、それをDVDとして販売したいと考え、この企画をBに持ちかけたところBの承諾を得たので、Aの承諾を得ないまま、同アニメーション（以下「本件アニメ」という。）を製作した。本件アニメは、Bが描いた本件漫画の登場人物の作画を忠実にアニメ化したものではあるが、その物語の展開は本件小説には全く描かれていない独自の内容であった。
Aは、Cに対して、本件アニメのDVDの製造・販売の差止めを求め、ためにどのような主張をすべきか。
これに対するCの反論としてどのような主張が考えられるか。双方の主張の妥当性についても論ぜよ。
2. イベント主催会社Dは、各漫画雑誌に掲載された人気漫画の原画を展示して紹介するイベント（以下「本件イベント」という。）を企画し、その際、所有者の承諾を得て本件漫画の原画を展示する予定であるが、その一方で、A及びBに無断で、展示される武将が描かれている本件漫画の原画の1枚を、A5版30頁の観覧者向けパンフレット（以下「本件パンフレット」という。）において、1頁の約3分の2の大きさで掲載し、それに簡単な解説を付けた上で、これをイベント会場において観覧者に販売しようとしている。また、Dは、本件イベントの入場前売りチケット（以下「本件チケット」という。）にも、A及びBに無断で、本件漫画の原画の1コマを印刷して、これを販売しようとしている。なお、本件チケットは、上記原画の1コマを除けば、本件イベントの名称、本件イベントの日時場所が記載されているにすぎないものであった。
Bは、Dに対して、本件パンフレット及び本件チケットの販売の差止めを求め、ためにどのような主張をすべきか。
これに対するDの反論としてどのような主張が考えられるか。双方の主張の妥当性についても論ぜよ。
3. 玩具製造業者Eは、A及びBの承諾を得て、本件漫画の主人公である武将の小型のプラスチック製人形（以下「本件フィギュア」という。）を製作し、これを大量に販売している。本件フィギュアは、手足の関節が自由に屈折し、付属の甲冑の着せ替えができる高さ8センチメートル

ほどのおもちゃの人形ではあったが、その模型原型は、武将の全体像についてEの従業員である造形師が想像力を駆使して造形したものであり、本件漫画では十分に描かれていない前後左右から見た武将の容姿及び甲冑の立体的形状や色彩、金属としての光沢などがまるで本物のような質感で造形されており、小さいながらも極めて精細かつ色鮮やかで躍動感にあふれる形態のものであった。

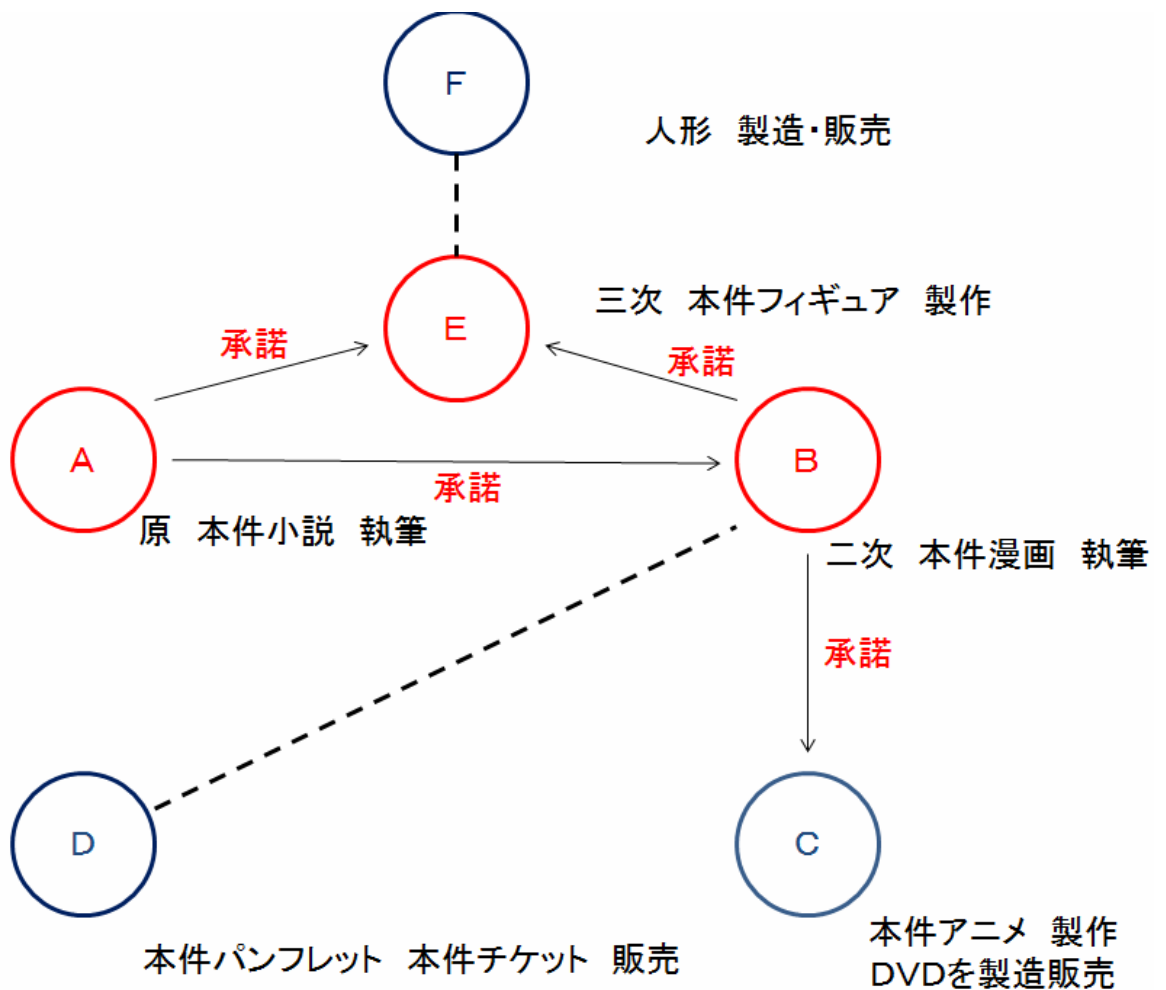
菓子製造販売業者Fは、A、B及びEに無断で、自らが製造販売するスナック菓子のおまけとして本件フィギュアを細部まで模倣して小型化した武将のプラスチック製人形を製造して、これを消費者に提供しようとしている。

E及びBは、Fに対して、上記行為の差止めを求めるためにどのような主張をすべきか。

これに対するFの反論としてどのような主張が考えられるか。

双方の主張の妥当性についても論ぜよ。

(法務省HPから引用 <http://www.moj.go.jp/content/000111060.pdf>)



本答案では、分量が多くなるので、当事者の主張は、なるべくシンプルにし、主張の当否の箇所を厚く論証している。

答案の構成としては、当事者の主張の箇所で、複製権侵害の要件事実を丁寧にあげてはめたり、判例や学説に触れても良い。

1 第1 設問1について

2 1 Aがなすべき主張

3 本件漫画は、本件小説の二次的著作物にあたる（2条1項11号）。本件アニメは、本
4 件漫画の作画を忠実にアニメ化したものとなっており、本件漫画との類似性を肯定できる。

5 二次的著作物の原著作物の著作者は、二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類
6 の権利を専有する（28条）ことから、Aとしては、二次的著作物（本件漫画）の原著作
7 者として、Cの行為が本件漫画の翻案権及び譲渡権を侵害する旨主張するべきである。

8 2 考えられるCの反論

9 本件アニメは、本件小説と物語展開を異にしており、本件小説の創作的表現は再生され
10 ていない。そこで、Cとしては、二次的著作物で新たに付加された部分につき、Aには翻
11 案権等が帰属しない旨反論することが考えられる。

12 3 双方の主張の妥当性 - 二次的著作物に関して原著作物の著作者の著作権が及ぶ範囲

13 この点、二次的著作物のうち原著作物の創作的表現が再生されている部分と非再生部
14 分との区別が困難であること（要素区別困難論）、非再生部分も原著作物の存在により
15 創作が可能となったという関係があること（要素不可分論）等を理由として、原著作物の
16 著作権は、二次的著作物において新たに付加された部分にも及ぶとする見解がある。判例
17 も肯定説を採用しているとされる（キャンディーキャンディー事件判決）。

18 しかし、著作権法は、創作的表現を保護する法であり、自ら創作していない部分にまで
19 権利が帰属するとの結論は、かかる著作権法の基本構造に反するものである。

20 また、二次的著作物の著作者の権利は原著作物と共通する部分には及ばないとされ（ポ
21 パイ事件最高裁判決）、ここでは、二次的著作物において原著作物の再生部分と非再生部
22 分との区別がなされている。要素区別困難論は、この点で、一貫しない。

23 さらに、要素不可分論は、アイディアの保護を問題にしているにすぎないと考えられ

肯定説の論拠として
は、他に28条で原著作物の著作者の著作権の範囲を制限していないことを挙げる
ことができる。

【必読文献】
高林 85頁以下
中山 132頁
百選 4版 56事件

【参考文献】
裁判大系 283頁
演習ノート 195

1 る。本件漫画の作画も、本件小説に言語で描かれている特徴を踏まえているのであるが、
 2 これは、具体的表現ではなく単なるアイデアが寄与したにすぎず、具体的表現を保護す
 3 る著作権法の保護をAが享受する理由にはならないと考えられる。

4 よって、Cの主張が妥当であり、Aの差止請求は認められないと考える。

5 第2 設問2について

6 1 Bがなすべき主張

7 本件パンフレットには、本件漫画の原画の1枚が掲載され、本件チケットには、本件漫
 8 画の原画の1コマを印刷されているので、いずれも本件漫画の作画との同一性が認められ
 9 る。そこで、Aは、本件パンフレット及び本件チケットの販売が本件漫画の複製権、譲渡
 10 権を侵害する旨主張するべきである。

11 2 考えられるDの反論

12 本件漫画の原画は、「美術の著作物」(11条4号)の「原作品」に該当する。そこで、
 13 Dとしては、本件パンフレットが47条所定の「小冊子」に該当するとし、その販売行為
 14 は、著作権侵害とならない旨反論することが考えられる。

15 また、本件チケットは、本件漫画の原画の1コマを「引用」したものであり、その販売
 16 行為は、32条1項により侵害とならない旨反論することが考えられる。

17 3 双方の主張の妥当性

18 (1)本件パンフレット - 「小冊子」該当性について

19 47条は、観覧者の観覧の便宜を図るために展示作品を解説したカタログ等に複製して
 20 掲載することが通常行われており、また、その複製態様も鑑賞用の画集等とは異なってい
 21 たため、このような限定的な複製に限って許容したものである。

22 そのため、「小冊子」に該当するには、少なくとも書籍の構成において著作物の解説が
 23 主体となっているか、又は著作物に関する資料的要素が多いことを必要とすべきである。

分量の関係で 裁判例
 の規範を一部省略し
 た。
 【必読文献】
 高林180頁以下
 中山297頁
 百選4版68事件
 百選3版86事件

1 本件パンフレットは、本件漫画の原画が1頁の約3分の2の大きさに掲載され、他方、
2 解説は簡単なものに留まっており、漫画の原画部分が主体となってしまうので、「小
3 冊子」に該当しないと考える。

4 よって、Bの主張が妥当であり、本件パンフレットの差止請求は認められると考える。

5 (2)本件チケット - 引用の抗弁の成否について

6 本件チケットは、漫画の原画部分を除けば、単に本件イベントの名称及び本件イベント
7 の日時が記載されているにすぎず、著作物性がない。この点、引用する側に著作物性がな
8 い場合に引用の抗弁の成立を否定する見解があるが、旧法と異なり、現行法では、引用す
9 る側の著作物性は明文上要求されておらず、賛成できない。

10 もっとも、本件チケットは、本件イベントへの案内のためのものであり、本件イベント
11 を識別できる情報を記載すれば目的を達成できるのであって、本件漫画の原画の1コマを
12 掲載する必要性は認められない。そのため、「引用の目的上正当な範囲内で行われる」(3
13 2条1項)といえず、引用の抗弁の要件を充足しないと考える。

14 よって、Bの主張が妥当であり、本件チケットの差止請求は認められると考える。

15 第3 設問3について

16 1 E及びBがなすべき主張

17 Eは、本件フィギュアは著作物であり、Fの行為が複製権及び譲渡権を侵害する旨主張
18 すべきである。

19 Bは、二次的著作物の原著作者として、Eと同様の主張をするべきである。また、本件
20 漫画の複製権ないし翻案権及び譲渡権侵害も主張するべきである。

21 2 考えられるFの反論

22 本件フィギュアは、実用に供される量産品であることから、応用美術にあたる。そこで、
23 Fとしては、本件フィギュアは、「文芸・・・の範囲に属するもの」(2条1項1号)では

分量の関係で、主従関
係、明瞭区別性の論証
は省略した。なお、問
題文では触れる必要
はないとされている
が、氏名表示権侵害も
考え得る。
【必読文献】
高林166頁以下
中山256頁
百選3版63事件

Bは、本件フィギュ
アの著作権を主張で
きるので、本件漫画
の著作権侵害は、省
略してもよいと考え
る。

1 なく、著作物性が認められない旨反論することが考えられる。

2 また、Fが販売する人形は、本件漫画とキャラクターが共通しているにすぎず、本件漫
3 画とは類似性が認められない旨反論することが考えられる。

4 3 双方の主張の妥当性

5 (1) 本件フィギュア = 応用美術の著作物性

6 一品製作の手工的な作品である「美術工芸品」については、「美術の著作物」に含まれ
7 る(2条2項)。他方、大量生産品である応用美術は、明文がなく、原則として、意匠法
8 等の守備範囲に属するが、独立して美的鑑賞の対象となるだけの美的創作性を具備してい
9 るものは、それ自体文化を感得させるから、純粋美術と同視され著作物となると解する。

10 本件フィギュアは、本物のような質感で造形され、極めて精細かつ色鮮やかで躍動感あ
11 ぶれるものとなっており、美的鑑賞の対象となるだけの美的創作性を具備していると評価
12 できる。したがって、本件フィギュアには著作物性が認められる。

13 よって、B及びEの主張が妥当であり、Fの行為は、本件フィギュアの複製権等を侵害
14 している。

15 (2) Fの人形と本件漫画との類似性

16 本件漫画とFの人形とは武将 というキャラクターが一致しているが、キャラクターは、
17 登場人物の人格ともいべき抽象的概念であって、具体的表現ではなく、著作物ではない。

18 そのため、本件漫画における武将 のイラストとFの人形の類似性を対比することとな
19 るが、複製というためには、漫画の特定の画面に描かれた絵と細部まで一致することを要
20 せず、その特徴から当該登場人物を描いたものであることを知り得るものであればよい。

21 Fの人形は、本件漫画における武将 と認識できると考えられる。

22 したがって、Bの主張が妥当であり、Fの行為は、本件漫画の複製権等を侵害している。

23 以上

【必読文献】
高林42頁以下
中山138頁
百選4版15事件
百選4版17事件
【参考文献】
演習ノート143頁

【必読文献】
中山147頁
百選4版27事件
百選3版60事件